

承認第 5 号

専決処分したものにつき承認を求めることについて

令和 7 年度養父市一般会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

養父市長 大 林 賢 一

専決第 6 号

令和 7 年度養父市一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分について

定額減税に伴う調整給付金給付事業において、当初想定していなかった給付対象者が生じることとなり、養父市一般会計予算について補正措置をする必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がないので、「令和 7 年度養父市一般会計補正予算（第 2 号）」を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 7 年 7 月 8 日

養父市長 大 林 賢 一